

後期高齢者  
医療保険料

介護保険

国民健康  
保険税

町県民税

所得税

# 税の申告はお早めに

▼問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358  
加古川税務署 ☎079 (421) 2951



2月16日(火)から、所得税の確定申告と町県民税(住民税)、各種保険税(料)の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月15日(火)までに申告してください。  
2月上旬には税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。

## 所得 税

サラリーマンなど給与所得の方  
《主な収入が給与収入の方》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了します。確定申告の必要はありません。

サラリーマンなどの給与所得の方でも、次のような方は申告が必要です。

- ① 給与の収入額が20万円を超える方
- ② 給与を1カ所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える方
- ③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える方

事業所得や不動産所得がある方

《主な収入が給与収入以外の方》

- 次の各項目に該当する方は確定申告が必要です。
- ① 商売など個人で事業を営んでいる方
  - ② 不動産収入(家賃や地代など)がある方
  - ③ 土地や建物、株式などを譲渡した方

申告で税が還付される方

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の方でも、次のような方は確定申告をすることで所得税が還付される場合があります。

- ① 平成27年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合
- ② 病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合(医療費控除)
- ③ 災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合(雑損控除)
- ④ 住宅ローンを利用して、マイホ

- ⑤ ムを購入したり増改築をした場合(住宅借入金等特別控除)
  - ⑥ 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合(住宅耐震改修特別控除)
- ※詳しくは税務署までお問い合わせください。

必要書類など

- ・ 申告書と印鑑(申告書は会場にもありますが、国税庁ホームページで作成すると便利です。P4参照)
- ・ 社会保険料、医療費の領収書、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書など控除に必要な書類
- ・ 給与、年金の源泉徴収票
- ・ 銀行などの口座番号が分かるものと届け出印(所得税を口座振替で納付される方や、還付申告をされる方)

・ 寄附金受領証明書など  
※ふるさと納税の寄附金控除につきましては、確定申告をされる方はワンストップ特例制度を利用できません。

確定申告の際には寄附金受領証明書を必ず添付してください。

▼問合せ 加古川税務署  
☎079 (421) 2951

## 町県民税(住民税)

確定申告をされる方と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は必要ありません。  
**申告が必要な方**

- ① 平成28年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった方
- ② サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる方
  - ・ 勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない方
  - ・ 給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の方(20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です)

・ 平成27年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった方  
・ 所得税がかからない方で、医療費控除などを受けようとする方

## 国民健康保険税

## 介護保険料

## 後期高齢者医療保険料

右記の各種保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告または、町

## 申告受付会場の案内

- ▼ 場所 役場第2庁舎 3階第2会議室
- ▼ 期間 2月16日(火)～3月15日(火) (土・日曜日を除く)
- ▼ 受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時

※日時によっては混雑が予想され、受付時間内であっても当日の受付ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(特

## 注意事項

◎ 「おむつ」にかかる費用の医療費控除について  
おむつ代が医療費控除の対象となるのは、医師が発行した「おむつ使用証明書」の発行日以降に購入されたおむつ代です。ただし、2年日以降の確定申告については、介護保険法に基づく要介護認定を受けた方で一定の要件を満たす場合、この証明書に代わって保険年金グループで発行する証明書を添付していただければ、医師の証明書は不要です。該当される方は、保険年金グループ介護保険チームに申請してください。

▶ 対象 次のすべてに当てはまる方  
・ 以前、医師が発行した「おむつ使用証明書」で医療費控除を受けられた方(今回でおむつ代(医療費控除)の確定申告が2回目以上の方)  
・ 介護保険の申請をされている方で①主治医意見書の内容に「尿失禁」のチェックがある②障害老人自立度がBまたはCの方

◎ 障害者控除について  
介護保険の要介護認定を受けておられる方で、一定の要件を満たす方は、障害者手帳が無くても障害者控除が受けられます。申告をされる方で該当になる場合は、障害者控除証明書を発行しますので、申告前に保険年金グループへ相談・申請を行ってください。  
▶ 問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2582

に、初日から数日間混雑が予想されます)

▼ 受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告(譲渡所得へ不動産の売買及び株式などの売買による所得、事業所得へ1年目、住宅借入金等特別控除へ1年目、住宅耐震改修特別控除、青色申告、準確定申告、損失申告などの方は税務署で申告してください)

▼ 申告に際しての注意事項  
医療費控除を申告する方は、事前に医療費の明細書を作成しておいてください。(役場では、明細書作成や領収書の整理は行っていません)  
事業などで収支計算が必要な方は、必ず収支内訳書を完成させてください。(役場では、収支内容についての指導は行っていません)



# 加古川税務署からのお知らせ

▼問合せ

加古川税務署 ☎079 (421) 2951

## 加古川税務署の確定申告会場は、

### 「ニッケパークタウン本館1階(センタープラザ)

加古川市加古川町寺家町173-1」です

加古川税務署には、確定申告会場は設けていませんので、ご注意ください。

▼日程 2月2日(火)～3月15日(火)  
(土・日曜日・祝日を除く)

※ただし、2月21日(日)、28日(日)に限り、確定申告の相談と申告書の受け付けを行います。

▼受付時間 午前9時～午後4時  
(早めに相談受付を終了する場合があります)

※当会場では納税はできません。(納税については、下の「国税の納付手続き」についてのお知らせをご覧ください)

※確定申告会場へお越しの際には、添付書類や昨年の申告書類の控えを必ずご持参ください。また、「自身で医療費などの計算を済ませておく」とスムーズに申告が行えます。

※確定申告会場で事業所得、農業所得、不動産所得に係る確定申告書を作成される方につきましては、あらかじめ青色申告決算書または収支内訳書を作成したうえで、お越しください。



▲ニッケパークタウン(確定申告会場)

## 税理士による地区相談会のご案内

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。

▼日程 2月18日(木)～19日(金)

▼時間 午前9時～正午、午後1時～3時30分  
※正午から午後1時は税理士による相談は行っていません。

※受付は、混雑状況などにより早めに終了する場合があります。

▼場所 J A兵庫南かんき支店宮農研修室(加古川市東神吉町神吉1012-1)

▼内容 事業所得者、農業所得者、不動産所得者、年金所得者のための会場です。土地・建物や株式などの譲渡、贈与税、相続税の相談は行っておりません

**申告書は、国税庁ホームページを利用して自宅で作成できます！** 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- 1 確定申告会場に向く必要なし！作成した申告書などは印刷し、郵送などにより税務署に提出することができます。
- 2 いつでも利用可能！確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。
- 3 自動計算機能！計算誤りのない申告書などを作成することができ、前年データの利用可能！作成した申告書などデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。
- 4 前年データの利用可能！作成した申告書などデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)

作成コーナー

検索

## 国税の納付手続きについてのお知らせ

### 振替納税を利用されていない場合

平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告分の納期限は、**3月15日(火)**です。

平成27年分消費税及び地方消費税確定申告分の納期限は、**3月31日(木)**です。

※最寄りの金融機関または所管の税務署の納税窓口で納付してください。

### 振替納税を利用されている場合

平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告分の口座振替日は、**4月20日(水)**です。

平成27年分消費税及び地方消費税確定申告分の口座振替日は、**4月25日(月)**です。

※ご指定の預貯金口座から振替納税の手続きを行いますので、前日までに納税額に見合う預貯金の準備をお願いします。

### 振替納税をぜひご利用ください

所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税は、納期限までに預貯金口座振替依頼書を提出されることにより、振替納税を利用することができます。

※振替納税は、申告期限までに申告書を提出されない場合は利用できませんので、ご注意ください。

# みんなの知恵を持ち寄って

## 行政懇談会

▼問合せ

企画グループ ☎079 (435) 0356

町長・幹部職員が地域に出向き、町の将来像である「まちがいきいききらめくはりま」の実現に向けて、まちづくりに関するご意見、ご要望などを直接住民の方からお聞きし、今後の町政に反映させることを目的に開催するものです。

### テーマ「平成27年度予算」

古田西自治会

日時 平成27年11月25日

午後6時50分～8時

開催場所 古田西公民館

参加者 28人



自治 本年度の予算のなかで、南小学校増築事業があるが、増築しなければならぬほど児童が増えているのか  
行政 現在、播磨幼稚園が満

杯状態であり、来年度以降、播磨南小学校への入学者が多くなる。教育委員会での今後の予測から、教室の不足が見込まれるため増築に踏み切った。浜幹線が開通し、その周辺で大規模な宅地開発が行われ、今後転入者の入園希望者が増える。播磨幼稚園においては、すでに教室が不足しており、遊戯室を区切って利用している状況であり、来年度、遊戯室建築のための用地を確保し、園の運営を図っていく

自治 この子どもたちを播磨小学校へ入学させることはできないのか  
行政 町内でも幼稚園、小学校、中学校の校区が決まっている。南小学校はレイクタウンもあり、校区外就学にも限度がある。また年度

自治 一時的に子どもが増えて校舎を増築したとしても、将来子どもが減って、結局廃校などになってしまったら無駄になる  
行政 小学校は35人で1学級としており、これを超えれば2クラスにしなければならぬ。そのためには教室が必要になる。また既存の校舎も老朽化対策などで、年次的に改修しており、児童・生徒が整った環境で学べるように努めているのでご理解いただきたい。将来的に無駄にならないようにこの度策定している「人口ビジョン」や「総合戦略」の取り組みを進め人口を増やしていきたい  
自治 小学校と中学校で校区が違う。古田の子どもだけ違う中学校に通うことになっている  
行政 校区については、校区審議会の中で決定されているところ、その中で様々な検討を経た結果であると考える  
自治 水田川の改修の進捗状況についてどのような状況か  
行政 加古川土木事務所において説明会が近く地元の方に対し予定されている。概

要について説明すると、現在、山陽電車付近で工事が中断しているが、来年の中ごろまでには用地買収は完了する見込みである。工事期間においては、山陽電鉄の方から工事を行い、その後新幹線の工事と両方で数年はかかる。通常、県道から新幹線を超えたところまでの2工区から上流へと進めていくが、時間がかかるので、そこから明姫幹線までの3工区も並行し取り掛かる。クランク部分などは用地買収や工事を暫定的に行い、バイパスの工事はこれらの工事が完了した後に取り掛かる  
自治 播磨町は子育てに力を入れていますが、高齢者のことも考えてほしい。一人暮らしの地域での見守りなども考えられているが、足の確保も考えてもらえそう  
行政 認知症予防など高齢福祉対策として新たな施策なども実施しており、高齢者の足の確保ということではコミュニティバスの導入についても検討中である。子育て施策ばかりということではなく、町の人口が増え、



将来を支える子どもたちを増やしていかなければ、まちは活性化していかない。そのなかで高齢者の方々もいきいきと暮らせるまちづくりをめざしている。

**自治** ごみの不法投棄がある。数年前は町で見回りをしてもらったが、自治会でも努力しているが、なかなか

**行政** 数年前は、国の補助制度の中で、シルバー人材センターに委託し、定期的に見回りを実施した経緯があるが、経費も掛かるものであり、自治会の中でも検討願いたい

**自治** ごみ処理施設が高砂市に移るが、個人で捨てるなら高砂まで持っていかなければならないのか

**行政** 施設は高砂市に建設されるが、ごみの搬入などにおいては、現状のサービスが低下しないよう播磨町にストッフヤードを設けるなどを検討している。現在、広域ごみ処理施設関係市町のなかでもこれらの協議を進めているところである

**自治** 今後、ごみの有料化にはならないのか  
**行政** 現時点においては、ごみの有料化については考えていないが、将来、家庭用ごみ問題を考える中で、広域として検討すべき課題に挙がるかもしれない



平成27年11月13日 18:00~20:00  
テーマ「こころ豊かなまちづくり」参加者16人

**町長と語るうらやま**  
**タウンホールイベント**  
▼問合せ 企画グループ ☎079(435)0356  
**播磨町文化協会・播磨町美術協会**

**行政** これまで中央公民館の施設に対しては、エアコンやエレベーター、ステージの照明など改善してきた。文化ホールの話が挙がった時も、新たな施設として文化ホールを建設すると、今の使用料が上がって、これまでもの日常的にも使えなくなるというので、建て替えてはどうかと、改善していく方針をとった

**協会** 町民からの要望があり、予算も確保でき、議会からの承認も得られれば建て替えることも可能というところか

**行政** 現状において、文化ホールに建て替える予定はない。利用状況や財政的にも厳しい。今後、JR土山駅南側に建設される商業施設「B・V・I土山」の中に、町として新たな交流スペースを設けることとしており、展示スペースなどを設ける

**協会** 容量があるならマイクをもつ2本増やしてほしい  
**行政** 機器などの仕様によるものであり、可能か調べる必要がある  
**協会** 各部屋の窓側のカーテンの色が2種類ある。ページのほうがいいので、自分たちでしようと思うが金銭的に苦しい  
**行政** 中央公民館の各部屋については、中央公民館が管理しているところであり個別の対応になると考える  
**協会** 公民館事務所の裏にある倉庫は使えないのか。楽屋数が足りない  
**行政** 倉庫にあるものを外の倉庫に移すことができ、部屋が空けられるのであれば可能ではないかと考えられる  
**協会** 県民交流広場の事務所の使用についてはどうか  
**行政** 初めは専有だったが必要なきときは、他団体も使用できるようにしたと聞いている

予定なので利用してもらいたい  
**協会** 大ホールで作品の展示を行う際に、そこへ光が当たられるようなスポットライトがあればいいのだが  
**行政** 大ホールは天井が高く、スポットライト的なもので対応するのは難しいのではないかと。大ホール入口のロビーであれば、そのような照明が設置されている

**協会** できるだけいい環境で発表会を実施したい。舞台の後ろの部屋を広げることでもできないのか  
**行政** 舞台後ろの外部は、坂になっており空調設備の室外機が設置されている。屋根も付けるとなると非常に高額になり難しい  
**協会** 中央公民館や教育委員会と年に1、2回このような場をもてば細かいこともクリアできるのではないかと

**行政** お互い意見交換をすることで、現状も把握することができると考える  
**協会** 中央公民館以外でも気軽に展示できるような場所があればいいかと  
**行政** 4月に開業する「B・V・I土山」の中に設ける交流スペースを活用してはどうか

うか。多目的スペースの広さは、全体で約38平方メートルだが、展示などで利用できるスペースは約20平方メートル  
**協会** オープン時に美術協会の作品を展示できないかと  
**行政** オープン当初は混雑するので作品の保障ができない。一般貸出については、5月以降を考えている。このスペースには、事務室も設置し、展示スペースもあり、その使用料は1時間300円を予定している。個人でも使用できる。また、中央公民館などの施設と同様に町主催、後援なら減免できる制度も考えている

**協会** 今の中央公民館にある展示パネルは重たく高齢者、特に女性は動かすのが大変。保管場所も地下なので設置場所まで距離がある。これまで運搬、組み立てをシルバー人材センターにお願いしていたが、センターも高齢化し、なかなか難しい  
**行政** たしかに、シルバー人材センターも高齢化が進んでいる。シルバー人材センターができない場合は、一般業者への依頼も検討してみてもどうか

## 年金 公的年金等の源泉徴収票と確定申告

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581  
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

**公的年金等の源泉徴収票とは**

平成27年中に受給された厚生年金保険、国民年金および共済組合の老齢もしくは退職を支給事由とする公的年金などについては、所得税法上「雑所得」とみなされ、所得税が課税されます。

日本年金機構では、厚生年金保険、国民年金の年金受給者の方々に「平成27年分公的年金等の源泉徴収票」を作成し、平成28年1月末日までに届くよう送付します。

源泉徴収票に記載されている事項は、平成27年1月から12月の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額（年金から特別徴収された介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料）、源泉徴収税額および控除内容となっております。

**年金受給者で確定申告が必要となる方**

・年金以外に給与などの所得がある方

・2つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方  
・公的年金などの雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方  
お手元に届いた「公的年金等の源泉徴収票」は、確定申告の際に添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

なお、年金から特別徴収（天引き）されていない平成27年中に納付した社会保険料などがある方は、確定申告を行うことにより所得税を精算することになります。

確定申告の詳しい内容については、2〜4ページをご覧ください。

### 国民年金保険料は前納すると割引が適用されます

口座振替による国民年金保険料の前納申し込み

口座振替による前納手続き

新たに平成28年度国民年金保険料の口座振替による2年前納、1年前納、6ヵ月前納（平成28年4月末日振替）を希望される方は、2月末日までに申し込む必要があります。

▶**申込窓口** 口座振替を希望する金融機関窓口、保険年金グループ、加古川年金事務所  
▶**必要書類など** 年金手帳または納付書（基礎年金番号の確認できるもの）、通帳、金融機関へのお届け印

▶**問合せ** 保険年金グループ ☎079(435)2581  
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>